

平成27年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第4日）						
招集年月日	平成27年9月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成27年9月11日 9時30分			議長	坂口久信
	閉会	平成27年9月11日 11時37分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	待永 るい子	出	7番	平古場 公子	出
	2番	竹下 泰信	出	8番	川下 武則	出
	3番	田川 浩	出	9番	久保 繁幸	出
	4番	坂口 久信	出	10番	末次 利男	出
	5番	江口 孝二	出	11番	下平 力人	出
	6番	所賀 廣	出			
会議録署名議員	6番	所賀 廣	7番	平古場 公子	8番	川下 武則
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	岡 靖 則		福 田 嘉 彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩 島 正 昭	環 境 水 道 課 長	藤 木 修		
	副 町 長	永 淵 孝 幸	農 林 水 産 課 水 産 係 長	峰 下 徹		
	教 育 長	松 尾 雅 晴	税 務 課 長	大 串 君 義		
	総 務 課 長	川 崎 義 秋	建 設 課 長	土 井 秀 文		
	企 画 商 工 課 長	田 中 久 秋	会 計 管 理 者	高 田 由 夫		
	財 政 課 長	西 村 正 史	学 校 教 育 課 長	野 口 士 郎		
	町 民 福 祉 課 長	松 本 太	社 会 教 育 課 長	永 石 弘 之 伸		
	健 康 増 進 課 長	小 竹 善 光	太 良 病 院 事 務 長	井 田 光 寛		
	農 林 水 産 課 農 政 係 長	片 山 博 文	農 林 水 産 課 林 政 係 長	川 島 安 人		
農 業 委 員 会 農 地 係 長	大 岡 利 昭	代 表 監 査 委 員	木 塚 賢 司			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成27年 9月11日（金）議事日程

開 議（午前 9 時30分）

- | | | |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 2 号 | 平成26年度太良町一般会計継続費精算報告について |
| 日程第 2 | 報告第 3 号 | 平成26年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 3 | 議案第44号 | 太良町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第45号 | 太良町手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第46号 | 財産の取得について |
| 日程第 6 | 議案第47号 | 平成26年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第48号 | 平成26年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第49号 | 平成26年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第50号 | 平成26年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第51号 | 平成26年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第52号 | 平成26年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第53号 | 平成26年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第54号 | 平成26年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第55号 | 平成27年度太良町一般会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第15 | 議案第56号 | 平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第16 | 議案第57号 | 平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第17 | 議案第58号 | 平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第18 | 議案第59号 | 平成27年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第19 | 議案第60号 | 平成27年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第20 | 議案第61号 | 平成27年度町立太良病院事業会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第21 | | 閉会中の付託事件について |

追加日程第1 意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について

午前9時30分 開議

○議長(坂口久信君)

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 報告第2号

○議長(坂口久信君)

日程第1. 報告第2号 平成26年度太良町一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番(久保繁幸君)

この報告につきましても、たらふく館の火災後の建築と思いますが、実質的には7,853万9,440円というふうな報告がなされておりますが、保険が幾ら入ってきて、町の持ち出しが幾らだったのか、その辺をまずお伺いいたします。

○財政課長(西村正史君)

お答えします。

今、総額で7,853万9,440円ということになっておりますけれども、この財源内訳といたしまして、公共施設整備基金が3,200万円、それから火災保険金が4,579万8,000円、それから一般財源が74万1,440円、計の7,853万9,440円というふうになっております。

以上でございます。

○9番(久保繁幸君)

そしたら、たらふく館の指定管理者のNPOのほうは何も出されなかったということですかね。今、公共、火災、一般会計これこれからと答えがっておりますが、その辺はいかがですかね。

○企画商工課長(田中久秋君)

お答えします。

先日決算が済んだということで、一部、町長に持ってこられております。金額は42万7,000円でございます。

以上です。

○9番(久保繁幸君)

そしたら、保険金で来たのが42万7,000円ですか。42万7,000円というのは何のお金ですかね。

それから、今回このような火災が起きて、今までの指定管理者の契約要項等を変更されたところがあるのか。今から先また、こういうのが起きないことはないと思うんですが、その辺の要項とか条項とか指定管理者の内容が変わっているのか、お尋ねいたします。

まず、その42万7,000円は何ですか、まずそれから。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

全員協議会の折にたらふく館から来られて、その折に、町のほうにも迷惑をおかけしたので、幾らかでも気持ちとしてしたいというふうな申し入れがたらふく館のほうからあったと聞いております。その分で、リニューアルオープンして一応決算期を迎えたので、一部ということで、迷惑料ではないですけれども、そういった形で町長のほうに手渡しされたということでございます。

要項につきましては、今、年度協定等を結んでおりますけれども、次回の協定を契約するときに、そういった旨等は検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

補足という形で答弁をさせていただきます。

実は、火災があって責任施工はどこにあるんだということで、向こうの理事長、石橋さんほか池田さん等々呼びまして、「あんたたち、責任というとはもう全然、火災というので逃げていっちょくんじゃなくて、幾らかなりとも責任問題として町にお話しせにゃいかんじゃないか」ということでお話ししまして、一気にはやり切らんけれども、売り上げの中から、何年かかってやるかはわかりませんが、金額は上限を決めておりませんが、幾らかなりともお返ししますという形で、第1回目はことし持ってきました。そしてまた、来年持ってくるかどうかわかりませんが、極力、これで終わりじゃないという確認はしております。

○10番（末次利男君）

大体のところはわかりましたけれども、25年10月28日の早朝の火災発生ということになっておりますけれども、わかりやすく、この火災が発生したことによって町の持ち出し分は幾らになったのか、あるいは、たらふく館の売り上げ減というのがどれくらいあったのか。恐らく相当落ち込んだというふうに思っております。そのことは、とりもなおさず出荷者の収入減ということになったというふうに考えておりますけれども、この辺が、まあこれは起きたことですから、二度とないように十分なる注意をしていただかんといかんですけれども、そこらのほうをですね。

それと、数カ月後に仮設をして、何とか「がんばろう！！たらふく館」という名のもとに頑張っておられたと思いますけれども、そこらの経費につきましては全部たらふく館が経費を見たのか、あるいは町も幾らか助成をしたのか、それについてお尋ねいたします。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

まず、町の持ち出しが幾らだったかということですが、先ほど財政課長から財源の内訳で申し上げましたとおり、基金のほうから3,200万円と、一般財源から74万1,440円が一応町の持ち出し分というふうになります。

それと、売上げがどうだったかということですが、ちょっとトータルでは火災期間の部分って出しておりませんが、10月末の火災だったと思いますけれども、11月が昨年対比で42%、その後テント等を設営して営業を再開したという部分で、その後は前年比で70%から60%ぐらいの売上げの状況でございました。リニューアルオープンしてからは、昨対では5割、6割ぐらいの増というふうな状況でございます。

もう1つ、火災後の販売の部分につきましては、テントの設営については町のほうから支出をしております。

以上です。

○10番（末次利男君）

説明としてはよくわかりましたけれども、7割、6割といっても幾らじゃいろわからんのですよ。大体の基本的な売上げが、火災発生以前に幾らであって、その6割、7割ということになりますので、その基準は幾らですかね。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

昨年の11月の売上げが約1,700万円、その前の年、24年11月は4,100万円の売上げでございました。12月で申し上げますと、24年12月が4,700万円で、25年12月が3,500万円といった感じでございます。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

さっきの仮設テントの分は全部町って担当課長は言いましたけれども、とりあえず、すぐのオープンに間に合うようにということで、3カ月分は町がお払いして、あとはもうたらふく館のほうで支出をしております。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

その3カ月分のテント代に要した経費というとは出とっとですかね。わかれば教えてください。わからんなら結構です。

○企画商工課長（田中久秋君）

済みません、手持ちに資料を持ちませんので、わかりません。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

以上で報告第2号を終わります。

日程第2 報告第3号

○議長（坂口久信君）

日程第2．報告第3号 平成26年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（久保繁幸君）

実質公債費比率が6.4ということでございますが、ここ数年の実質公債費比率の数字を教えてくださいたいと思います。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

過去3年分の数字でございますけれども、25年度が7.8%、それから24年度が8.5%、それから23年度が9%というふうになっております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

このように、だんだんいい数字になっとるわけですが、このいい数字になったのは、どのような努力で実質公債費比率が下がったと考えられておりますか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

この減少の主な要因というのが、公債費に係る地方交付税の算定がだんだん多くなっております。内訳を申しますと、臨時に交付されますところの対策債になりますけれども、これはもう100%ということで毎年交付されているところでございます。それから、過疎債、辺地債、これらも80%、70%といったような交付税率がございまして、この算定の中で、実際の償還の分からそれらの特定財源とか公債費に充てられる交付税を除くというふうになっておりますので、その率がだんだん高くなっていったと。これに伴って実質公債費比率も減少してきたというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

健全化判断比率の中で、実質赤字比率、また将来負担比率のほうは、黒字であったために算定がなされていないというふうな報告であったと思うんですが、算定なしというか。これ

はどれくらいの黒字があっているわけですかね、その辺の数字はわかりますか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

まず、実質赤字比率でございますけれども、黒字が2億3,867万円というふうになっておりまして、実質赤字比率の算定はございません。

次に、連結実質赤字比率ですけれども、13億8,313万円の黒字になっておりますので、これについてもこの数字には出てこないというふうになります。

それから、将来負担比率でございますけれども、これは係数で求めますけれども、マイナスの142.7といった数字が出ていますので、ここの数字も上がってこないというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないようですから、以上で報告第3号を終わります。

日程第3 議案第44号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第44号 太良町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

個人情報保護条例の一部を改正するということですが、マイナンバー制度の導入に伴い改正されるということですが、マイナンバー制度は来年度の導入ということで、今マスコミ等でもいろいろ議論がされているところでございます。

まず、セキュリティーの問題というのがその中でもよく上がっております。今回、個人情報保護条例の改正点で、新旧対照表でいきますと8ページですね、第14条の開示請求権というところで、前は、未成年者または成年被後見人の法定代理人は本人にかわって請求ができるということだったんですけれども、今回はそれが変わりました、法定代理人だけではなく本人の委任による代理人も開示の請求ができるということになっていると思います。

セキュリティーの面でいきましたら、そういうふうにして開示請求できる人が拡大してしまったのだろうかというちょっとした疑問が湧くんですけれども、それはどういった背景で、また、どういった理由でそういうふうになったんでしょうか、いかがでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

委任代理人まで拡大された理由としましては、社会保障の分野で社会保険労務士、あるいは税の分野において税理士等に行政事務の手続を一括して委任することが想定されております。

以上です。

○3番（田川 浩君）

マイナンバー制度といいますのは、税とか社会保障、そういうものによく使われるので、そこまで拡大したのではないかなと思いますけれども、条例を読みますと、本人の委任による代理人ということですから、これはそういう方でなくても一般の方でもできるということですかね、どうですかね。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

はい、それは可能だと考えております。

○3番（田川 浩君）

そうしましたら、それは委任状などで多分判断されると思うんですけども、手続き上のセキュリティの問題といいますか、そういったのを実際どうやってやられる予定なのかですね。セキュリティ的に大丈夫なのか、それを聞かせてもらえますでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

受け付けをした場合においては、書面によって代理人による開示請求がっておりますということを本人に通知いたしまして、その本人から自分の意思によって誰々に開示請求を委任しておりますといった確認をですね、それぞれ書面によってやりとりをするというふうになると考えられます。

○6番（所賀 廣君）

今のマイナンバーのことなんですが、まだカードが発行されていないのでよくわかりませんが、このカードの裏を見てもみますと、何となくICチップみたいな感じになっております。これ自体に個人情報というのが詰め込まれているのか、まずそこをお尋ねします。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

本人確認がカードでできるということで、カード自体に全部情報が入っているということではないです。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

サンプルとか写真だけですので、裏を見てもみますと何となくICチップみたいな感じになっとるわけですね。それには全然、そこに情報が入っているかどうかわかりませんが、それは今の答えだと恐らくないでしょうということ。ただ、12桁の番号を提出すれば、例えば役場なら役場で12桁をパソコンなりにインプットすれば、その人の情報がだあっと出てくるということですか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

議員おっしゃるとおりで、その番号で本人を確認して、それに基づいてその番号に連携したデータ等いろんな情報が、そのこのセクションで連携ができている部分の情報が確認できるということで、個人情報の全てのデータがその一つの部署で見れるという代物ではなくて、そのこの業務に関連するデータが連携をした部分だけは見れるというふうなことです。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

じゃ、個人情報保護ですので大事な部分だと思いますけど、例えば役場のほうに来ていただいて12桁を入れますね。その人の個々の部署に関する情報が出るということですので、そういった情報の漏えいはもちろんないと思います。職員の方はそういった個人の情報を見れるということですので、恐らく漏えいはないと思いますけど、その辺のセキュリティーの問題も考えておく必要があると思いますね。そういうことだと思いますけど、どうですか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

セキュリティー問題はかなり重要で、情報漏えいにならないような電算の変更なり、いろんな準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○9番（久保繁幸君）

これは個人的に言いまして物すごく難しい文言ばかりで、ちょっと理解しがたいんですが、この前、説明があったときに、不正に用いられた場合ということを申し上げられたんですが、その不正に用いられた場合というのはどのようなことを考えられているのか、まずお尋ねいたします。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

まずは、利用目的以外に利用してはいけない、提供してはいけないというような制限があります。この個人番号を利用した事務従事者が、不正に第三者等に情報提供した場合とか、そういったいろいろなケースがあると思います。

○9番（久保繁幸君）

13条の3、太良町情報公開・個人情報保護審査会というふうなことを書いてありますが、これはどのような方がなっておられるのか、お尋ねいたします。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

弁護士さんを含む数名で構成されております。（「数名はわからんとですか」と呼ぶ者あり）

済みません、ちょっと今、資料を持ってきておりません。

○11番（下平力人君）

このマイナンバー制度導入について、非常にいろんなところから問題点もございまして、また、それと同時に煩雑であるというようなことも言われておりますけれども、言いかえますと面倒だという部分もあると、そういう点についてはどういうふうなお考えをお持ちですか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

このマイナンバー制度が始まりまして、いろいろ面倒な作業等が生じるだろうという御質問ですけれども、確かに新たな制度でございまして、これをしていくためには、国も県も町のほうも大きな準備が必要でございまして、システム改修から、それから今から申請等がありますので、その準備から大変でございましてけれども、これは国の制度でございまして、国がするように町としても対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第44号 太良町個人情報保護条例の一部改正について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第45号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第45号 太良町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

この改正を見ますと、住民基本台帳カードの交付手数料、今まで1枚につき500円と

いうふうになっておりまして、個人番号カードの再交付手数料1枚につき800円と300円多いわけですが、まあ同じ作業はないと思いますけど、この300円上がったというか、800円にした背景はどのようなものなんでしょうか。

○町民福祉課長（松本 太君）

カードの再交付の手数料ですけれども、800円ということで300円上がったのはなぜかということですが、これは全国統一でJ-LISという会社に委託をいたしております。その会社のほうで指定をされた金額でございます。上限は1,000円とかもあるんですけども、町としては800円ということで制定をいたしたいと思っております。

それから、このカードにつきましては、通知カードは紙なんですけれども、個人番号カードにつきましてはプラスチックですので、800円ということで制定をいたしているところでございます。

○6番（所賀 廣君）

じゃ、そうしますと、ここの役場の中での事務作業が幾らか多いといいますか、住民基本台帳のときと比べて、この個人番号カードの交付に対する事務がふえるという意味じゃないですね。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

町の事務がふえるから上がるということではございません。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

そしたらば、今までの住基カードは今後はどのような取り扱いになるわけですかね。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

個人番号カードのほうが来年1月から施行になりますので、住基カードにつきましては12月いっぱいまで廃止ということになります。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

その住基カード、今まで何名の方が町内で取得されていますかね。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

現在、344枚交付をいたしております。有効が265枚となっております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第45号 太良町手数料徴収条例の一部改正について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第46号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第46号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

今回、電子黒板6台の取得ということで745万2,000円上がっておりますけれども、町長の先日の説明では、多良中学校に設置している電子黒板の映りが悪く、更新の必要が生じたためということでしたけれども、23年ということは四、五年ですよ。四、五年しかまだたっていないのが、6台丸々そろって映りが悪くなったというのは普通の感覚では余り信じられないものがあるんですけど、実際これはどういったことで更新が必要になったんでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

今回、多良中学校の電子黒板6台の更新ということですが、議員おっしゃるとおり四、五年の経過でなぜ映りがということですが、昨年度も電子黒板を購入させていただいておりますけど、それは一体型の電子黒板でありまして、現在、今使用している多良中学校の電子黒板については、天井からつったような形のプロジェクター式の電子黒板でありました。

これについては、西部教育事務所の学校訪問等含めたところで、その中でも、学校現場からも映りがちょっとよくないというような声もあっておりまして、今回一括して多良中学校のそういった環境を整備させていただくということで提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○3番（田川 浩君）

以前、プロジェクターというか、投影式のやつだったんですね。わかりました。投影式のやつは今と全然違いまして、液晶タイプと違いまして、一世代前と違いますか、そういう感

じだから更新するということですね。承知しました。

それで、電子黒板は電子黒板でいいんですけど、実はこういった I T 機器を購入するときには、本町の場合は I T 支援員もセットになっていると私は思うんですよ。そうですね。I T 支援員、多分、私の記憶によりますと年間1,200万円、予算を組んでいると思います。結局、電子黒板もこれだけかかって、I T 支援員にもそれだけかけているということですよ。今後、I T 支援員を、今は導入初期ですからそういった支援をする人も必要でしょう、過渡期ですから。これからもずっと支援員を雇用していく予定なのか、それとも、ある程度現場の教職員がそういった I T になれていったら、それは削減する方向なのか、それはどうなんでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

電子黒板等の整備に伴って、I C T の支援員を継続して雇用していくのかというような質問だと思います。

学校現場では先生方も人事異動等がありまして、堪能な先生ばかりではございません。そういったことで、支援員については学校の授業のサポート的な位置づけもこなしていただいております。要するに、効率的な授業のためには必要不可欠と今の現段階では理解しておりますので、佐賀県内、今、全ての市町でこういった動きが出てきておりますので、全市町で導入して、稼働、先生たちの力量あたりも向上してくれば、その段階では検討することになるかと思いますが、現状では継続してお願いしたいと考えております。

以上です。

○3番（田川 浩君）

継続していかれるということですね。承知しました。

それで、こういった電子黒板等の機器、そしてまた、そういった支援員に本町としても膨大な予算をかけているということで、それがいかに生徒たちの学力の向上に結びつくかということは本当に皆さん気になっているところだと思います。しかしまだ、多分その I T 教育と本町の生徒たちの学力の向上についての、まとめといいますか、総括といいますか、まだ導入したばかりということもありますでしょうけれども、時期を見て、そういったことも一応報告したほうがいいんじゃないかなという気もしますけれども、そういった I T 教育と学力の調査というのをまとめられる予定というのはございませんでしょうか。

○教育長（松尾雅晴君）

非常に難しい御質問だなというふうに思っております。

例えば、議員の方々にも大変お忙しい中、学校訪問等お願いをし、実際の授業を見ていただいていると。そうしますと、あの中学校で50分の授業の中でフルに I C T を活用するわけじゃないと。やはりここは映像で見せたがいか、または自分がどういうフォームでやっ

ているのかと、なかなか自分の動きを自分で見ることはできないというようなことで、ある種、意識づけもありますし、非常に強い印象の度合いもあると。それがどれだけ点数にはね返ってきたかという、非常に難しい問題だなというふうに思っております。

ただ、授業の中で非常に生徒たちがきちっと正面に向かい授業を受けている姿というのを見てもらいまして、非常にそういった面でのICTの力というのは有効だということは御理解いただけるだろうと思っております。確かに、それだけのICTを入れたんだからというもの、私たちも非常に責任を感じ、何らかの方策があったら、そういうものを見つけていきたいというふうに思っております。どこの県においても、市町においても、その点の効果をあらわすというのは非常に難しい問題だろうと思っております。もし先進的なところ等が、そういうあれがありましたら、そういうものを参考に今後研究していきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

ICTというのはすごく日々変化が激しいものだと思いますけど、だから、23年に導入したのがもう古い形になっているという、そういう理論かなと思いますので、そういう激しい変化を繰り返している分野であったら、購入するというよりもリースという方法もあるんじゃないかと思えますけれども、それについてはお考えにならなかったんでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

今回の電子黒板の購入に伴いまして、備品購入なのか、リースなのかというような御質問と思えますけど、基本的に購入、リースの場合であっても、ここに契約額がございますけど、この額で基本的には変わりません。リースにした場合、リース料というのがこれに加算されることとなります。したがって、今回につきましては佐賀県のICT利活用推進事業の臨時交付金等もいただいておりますので、購入ということで対応させていただいております。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

はい、わかりました。

それと、予定価格が804万6,000円ということで、落札価格が745万2,000円ということで、59万4,000円幅がありますけれども、これは何か意味があつてのことですかね。当初予算が804万6,000円ということでしょうか。予定価格は804万6,000円で設定をしておりますというのが……。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

804万6,000円というのは基本的に予算ではなくて、その予算に基づいて備品をどれだけ整備するかというのを積み上げて、予定価格という、これぐらいで入札ができるだろうという価格を設定いたします。それに基づいて入札を、今回については7社で行っております。それ以下で落ちる、要するにその最低のところの業者が学映システムで、745万2,000円という落札額ということでございます。

以上です。

○1番（待永るい子君）

はい、わかりました。ありがとうございました。

○6番（所賀 廣君）

さっき課長が説明されたとおりに、学校訪問の際に本当に映りが悪くて、プロジェクターで投影していたわけですが、6台よかったなというふうに思いますが、この学校訪問、我々、多良小学校、多良中学校しか行ったことがなくて、じゃ、大浦中学校のほうの実態はどうかというふうに思ったわけですが、大浦中学校にも同じようなそういった電子黒板がありますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

昨年度で100%の普通教室、特別支援教室も含めて設置をさせていただいております。今回は多良中学校の6台ですので、大浦小学校、大浦中学校においても全て整備ができていますというところでございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

今さっき、リースか備品購入かというふうな待永議員のときに質問があっておりましたが、まずは7社というふうな公表があってありますが、その7社の入札金額等々は公表できますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

入札の結果ということですので、7社の分を報告いたします。

学映システム、これは落札業者ですけど、745万2,000円です。2番目につきましては、株式会社宮園電工854万640円です。3番目につきましては、株式会社九電工鹿島営業所859万6,800円です。4番目につきましては、中島商事株式会社863万1,360円です。あと、NTTビジネスソリューションズ株式会社九州支店佐賀営業所と、三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社長崎支店、リコージャパン株式会社九州事業本部佐賀支社佐賀営業部、この3社につきましては辞退届の提出がなされておまして、実質4社での入札を行ったところでございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

それで、今言われたように、財源としては臨時的交付金というふうな、それでみんな充てがわれるわけですね。この予算、今さっき待永議員のときに、財源としては臨時的、ちょっとその後が交付金か何かわからんけど、それで賄われるわけですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

県からの臨時交付金につきましては、契約額の745万2,000円のうちの410万円を充てさせていただきます、あと一般財源のほうで対応させていただきます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第46号 財産の取得について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決いたしました。

日程第6～第13 議案第47号～議案第54号

○議長（坂口久信君）

日程第6．議案第47号 平成26年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第13．議案第54号 平成26年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8議案を一括議題といたします。

質疑に入ります前に、木塚代表監査委員に決算審査の過程及び結果について報告を求めます。

○代表監査委員（木塚賢司君）

皆さんおはようございます。町長より審査に付された平成26年度太良町水道事業会計、町立太良病院事業会計を平成27年6月25、26日に、太良町一般会計、特別会計並びに定額資金運用基金の運用状況を平成27年7月1日から8日まで審査いたしましたので、監査委員を代表し、その概要を申し上げます。

詳細につきましては、平古場前監査委員と合議により審査意見を集約し、配付いたしております決算審査意見書のとおりではありますが、要点について申し上げます。

なお、審査意見書は千円単位となっておりますので、決算書とは若干数値が異なるところ

がございましたが、御了承願いたいと思います。

まず、一般会計と特別会計につきましては、審査に付されました太良町各会計の決算書類が関係法令に沿って作成され、太良町の財政状態を適正に表示しているか、各事業が福祉の増進、また経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票と証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの事情聴取による審査、例月出納検査、随時監査等の資料に基づき審査を実施しました。

審査の結果、平成26年度太良町各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は関係法令に準拠して作成され、その計数は関係帳票、その他証拠書類と符合しており、平成26年度決算書におきましては適正に表示されていることを認めます。

予算の執行につきましては目的に沿って執行されており、財産に関する調書の中の11の積立基金についても適正に運用され、また、定額資金運用基金の運用状況につきましても決算書記載のとおりであることを認めました。

一般会計決算は、歳入総額56億3,129万8,000円、歳出総額53億8,965万7,000円。また、特別会計決算は、歳入総額22億9,233万3,000円、歳出総額21億8,516万4,000円となっており、本年度の一般会計、特別会計では、歳入総額79億2,363万1,000円、歳出総額75億7,482万1,000円となり、3億4,881万円の黒字となっております。

また、一般会計の町税収納状況を見ると、調定額7億1,540万4,000円に対し、収入未済額は1,486万6,000円となっており、対前年度比で228万5,000円減少し、収入未済額は年々改善されております。

各会計におきまして適正に執行されておりますが、各特別会計について一部意見を申し上げます。

まず、太良町山林特別会計についてですが、木材として販売するだけでなく資源として活用するために、多良岳200年の森事業が展開されました。観光とも融合し、交流人口の増加を図ってほしいと思います。

次に、太良町国民健康保険特別会計についてですが、自主財源である保険税につきまして、負担の公平性や安定的な財政運営の観点から、なお一層、収納率の向上を図られたいと思っております。

次に、太良町漁業集落排水特別会計についてですが、多額の一般会計繰入金により維持されている施設であるので、公平性も考慮し、より一層、未収金回収に力を入れてほしいと思います。

最後に、財産管理についてですが、昨年指摘した公共施設等総合管理計画の策定に関し、特別交付税措置の期限が迫ってきています。早急に計画策定の準備をされたいと思います。

続きまして、定額運用資金の運用状況についてですが、長期にわたり運用実績がなかった

土地開発基金については平成26年度をもって廃止されました。

その他の基金について1点だけ意見を申し上げます。

育英資金貸付基金については、依然として延滞するケースが見受けられます。面接時に生徒も同席させるなど連帯的な責任を明確にし、未納を未然に防ぐ方法等を検討されたいと思います。

次に、平成26年度太良町水道事業会計及び町立太良病院事業会計において審査に付されました決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について、地方公営企業法など関係法令に沿って作成され、当事業の財政状態を適正に表示しているか、また、経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票と証拠書類との照合を実施、また、関係職員からの事情説明、あわせて例月出納検査、随時監査等の資料も参考に審査を実施しました。

審査の結果、当年度の経営状況及び財政状態につきましては、両会計とも適正に表示されておりました。

水道事業会計の経営成績を示す損益計算書を見ますと、総収益5,399万6,000円、対前年度比5万8,000円の減、総費用4,416万3,000円、対前年度比137万6,000円の減となり、983万3,000円の黒字計上となっております。

今後も安定的な運営をするためには、継続的な施設整備が必要だと思われれます。しかし、給水人口は年々、減少傾向にあるので、事業運営に当たってはさらなる経営の効率化を図ってほしいと思います。

次に、病院事業会計においては診療報酬改定により実質マイナス1.26%になったが、診療報酬の加算がとれる体制を整え、患者サービスの向上を図られている。また、平成27年度から小児科の常勤医師確保により収入増が期待されます。

次に、平成26年度太良町健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、いずれも適正基準指標となっており、健全な運営をされていると認めます。

最後に、まだまだ景気が回復するような状況ではないが、少ない自主財源を確実に確保するよう努めてほしい。また、基金運用も大事な財源であるので、計画的な運用を検討されたい。

以上で、平成26年度太良町各会計及び企業会計の審査意見について概要報告を終わります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

以上で代表監査委員の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号から議案第54号までの8議案につきましては、正副議長を含め10名の議員で構成する企業会計及び一般会計等の決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第54号までの決算の認定につきましては、企業会計及び一般会計等の決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りします。ただいま決定いたしました企業会計及び一般会計等の決算審査特別委員会の委員につきましては、委員会条例第6条第3項及び第4項の規定により、1番待永君、2番竹下君、6番所賀君、7番平古場君、8番川下君、9番久保君、10番末次君、11番下平君、以上8名を指名し、議長、副議長を含め10名といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を企業会計及び一般会計等の決算審査特別委員会に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に企業会計及び一般会計等の決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に下平君、副委員長に川下君が互選された旨の報告がありました。

以上、報告を終わります。

日程第14 議案第55号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第55号 平成27年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

それでは、私のほうから地域づくりの事業費補助金についてお尋ねしたいというふうに思っています。

議案の16ページです。

この補助金につきましては、特産品の開発とか販路の拡大に対する補助金ということで、当初予算では8件というようなことだったんですけども、今回19件ということで、大幅にふえております。倍以上になっております。この増加した理由と内容あたりをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

増加した理由はちょっと難しいかと思いますが、一応内容を申し上げますと、特産品開発及び販路拡大に15件、研修費に1件、イベント開催に3件、合計の19件といった内容になっております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

特産品の開発とか販路拡大については、町内の産業の補助になろうかというふうに思っております。この事業については、さらに内容あたりも拡充していただいて、この補助金が有効に使われるようにぜひお願いをしたいというふうに思います。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

一応、今回は28年度の3年継続の事業で、28年度までは一応実施するという事になっております。また、それ以降、29年度以降につきましても極力継続する方向で検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

22ページを見てみますと、衛生費の欄ですが、病院に対する繰出金65万円、これは病院会計のほうにも載っておりますけれども、ここで質問したいと思いますが、ドライイメージャーの購入費用というふうに書いてあります。このドライイメージャーというのは、どうということ、何なんでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

放射線科にあるレントゲンフィルムを印刷する機械になります。昔で言う自動現像機みたいな感じで、今の現像機は液を使わないで、ドライで加熱みたいな感じでフィルムを焼くという、そういった機械になります。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

この町立太良病院は平成18年にできて、もう約9年、10年目に入るわけですが、これは病

院ができたときからずっと使っていた品物なんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

購入が平成18年3月30日、9年半ぐらいたっているものになります。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

この費用が130万円ということで、その65万円を町立太良病院事業会計繰出金としてこの病院費で出すわけですが、病院のほうを見てみますと、あとの65万円は損益勘定留保資金と書いてあります。これは、病院そのものが、聞いてよかとですかね、65万円というのは病院で負担しますよということなのか、もしそうでなければ、立てかえ払いといいますか、そういったことにしておいて、あと補助金対策か何かあるのかどうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

この65万円、病院分については、病院の損益勘定留保資金と、そのまま病院が負担するということになります。

○10番（末次利男君）

23ページの農業振興費、機構集積協力金が278万4,000円ということで計上されております。この中間管理機構の協力ということで予算書に上がったのはこれが初めてだというふうに思っております。要するに優良農地を守るためには農地の集積、それから担い手を確保、こういった問題が大きな今課題になっておるということ、この太良町発展の大きな課題になっているということは承知のとおりでございますけれども、ここで江岡地区で今回こういった人・農地プランですかね、そういったものが現実的な事業として取り上げられたということでございますので、この辺の事業内容の全容を御説明いただければというふうに思いますが。

○農林水産課農政係長（片山博文君）

お答えします。

平成26年度から開始されました農地中間管理事業につきましては、まず、地域単位で取り組めるかどうか、担い手が比較的多い江岡地区の担い手農家の方に事業の御協議をお願いしたところ、興味を示されたことから、江岡地区の担い手農家と農協とともに5年後、10年後にかかる誰が優良農地を守っていくかのシミュレーション等の会議を少なくとも5回以上、最終的に集落全体にお話を通すまで10回以上の打ち合わせ会議を行い、今回の事業実施ができるまでに至っております。

事業の内容といたしましては、江岡地区の集落全体の農業地域であります54.7ヘクタールのうち、20.92ヘクタールを農地中間管理事業にのせまして、貸し付けを行う形となってお

ります。その20.92ヘクタールのうち、反当2万円を交付金という形で418万4,000円、江岡地区のほうに交付する予定という形の事業となっております。

以上です。

○10番（末次利男君）

ただいま全体的な概要について説明をいただきましたけれども、これはなかなか現実的には後継者不足ということで出し手はあっても受け手がないというのが実情だろうと思います。そういった中で、この江岡地区ではそれが合意に至ったということで、大変何と申しますか、まだこれから5年後、10年後、将来的に荒廃しないで優良農地を守っていける地域だなというふうに考えております。

この対象要件が対象面積の2割を超えるというお話でありまして、今回54ヘクタールの20.92ヘクタールが対象になったということを今説明いただきましたけれども、この全体面積の要件というのが、例えば、10ヘクタール以上とかそういった上限、今回は54ヘクタールということでございますけれども、例えば10ヘクタールでも構わないのか、その2割でもいいのか。そこと、このほかにもいろいろ説明をしておいたけれども、江岡地区が興味を示されたという今答弁であったけれども、あと、そういった説明をされたところの、いわゆる担い手が比較的多くおられるところの地区しか対象にならないというふうに思いますので、そこらについてはどういうところがあるのか、お願いいたします。

○農林水産課農政係長（片山博文君）

お答えいたします。

先ほどの要件といたしましては、地域の全農地中の2割以上を超える面積で、かつ10町以上の農地について10年以上農地を中間管理機構のほうへ貸し出すということが要件となっております。また、今後は喰場、平野、伊福等の担い手の多い集落につきまして、江岡地区をモデルといたしまして、事業拡大に推進していきたいと思っております。

以上です。

○10番（末次利男君）

ぜひともこういった推進方をお願いしたいと思っておりますけれども、当初の答弁の中で、その要件に合ったところは10アール当たり2万円というお話がありました。この金額が、多分この中間管理機構の助成事業としては当初が補助率はよかったというふうに考えておりますけれども、その補助率の推移はどうなっているのか、恐らく早目にしたほうが補助率はいいんじゃないかというふうな感じがしますから、その辺はどのようになっているのか。

それと、ようわからんのやっただすけれども、先ほど対象面積が10ヘクタール以上というふうな答弁であったと思っておりますけれども、確認の意味で、10ヘクタール以上あって、その2割、いわゆる2ヘクタールでいいのか、ここを確認させていただきます。

○農林水産課農政係長（片山博文君）

お答えいたします。

先ほどの単価のお話でございますけれども、平成27年度までが基本単価の現在2倍の単価ということで、2割以上5割以下の分が反当2万円、5割以上8割以下集積した場合が反当2万8,000円、8割以上集積した場合については反当3万6,000円という形になっております。こちらのほうが28年度以降減額されて半額になるということで、現在お聞きしております。

10町以上の集積の面積ですけれども、10町以上のうち2割ということではなくて、10町以上の面積は必ず確保しなければいけないということで、例えば、20町のうち10町とか、50町のうち10町とかいうことで、そのうち2割で10町を満たさなければいけないということになっております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

15ページの企画財政課のふるさと応援寄附謝礼金なんですが、このふるさと納税につきましては一般質問の折に田川議員の質問に詳しくお答えになっておられますが、当初予算697万5,000円が4,325万円の補正を組まれておりますが、その経費の振り分けをひとまずお伺いいたします。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

当初、当初予算では寄附金の3割から4割程度を想定し、697万5,000円をお願いしておりましたけれども、先日の田川議員の質問の中にもありましたとおり、太良町は後発組でかなり出おけているということもあり、より魅力あるお返しの品をやりたいということで、5割程度のお返しの品ということ想定し、今回これだけの4,300万円の補正をお願いしているところでございます。

以上です。（「いやいや、経費とか事業費の振り分けはもうそれでみんな一緒なんですか」と呼ぶ者あり）

お答えします。この報償費についてはお返しの品に対する経費でございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

そのお返しの品の総額というのと、これで当初予算とすると5,000万円になって、この前一般質問の折にお答えになっとった1億円ぐらいの目標額になりますよね。それで、私もちょっと当初のうちは30%か40%のお返しということで説明があったので、きのうインターネットを引きましたら、インターネットのほうにはちゃんと改定がなされておりました。しかし、まだ品物の返礼がなされておられませんし、返礼の物品ですか、しておられませんが、1つお願いがあるんですが、カニとカキ、うちの特産品ですね。それを調べました。そしたら、カニは一般的に言いますとガザミですね。ガザミは返礼の品には載っていません。ぜ

ひこの辺の特産品、お返しの品にしていただき、またこれが冬場になりますとたまごが入っているときには、それも限定でしていただいたほうがいいんじゃないかというふうに考えております。それとセットしたカキ、カキも調べましたが、この辺で調べて、返礼にしているのが平戸、その辺でしょうかね。あの辺の品物からしたら、うちのカキあたりもまた味も物すごくいいし、うちのPRのためにも、ぜひその辺をやっていただきたいと思います、町長いかがでしょうかね。

○町長（岩島正昭君）

田川議員の一般質問でもお答えしましたとおりで、これは海の品物ですからそういうふうな定量確保ができないということで期間限定で、恐らくこれは生物ですからCAS冷凍、瞬間冷凍等々で凍らせて送るようなことをやらんことには、生物はなかなか難しいなというふうに思っておりますから、久保議員おっしゃるとおりに、カニ、カキはうちの特産品ですから、そこら辺の宣伝方々、ぜひともそれは漁協にお願いして、そういうふうな確保をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

それで、何でこの応募者がなかったかという、多分単価の面と思うです。だから、販売単価が合うのか。カキは絶対あると思いますが、カニのほうはその辺の変動もあると思いますが、その辺の業者さんのほうに単価をちゃんと決めていただいて、そしてCASでなくても湯がいてやったらいいかと思えます、カニは。それと、カキのほうは生でも二、三日以上はもちますので、その辺はうちの特産品として今、インターネットでも言いましたように、どこでも出しておりませんので、ぜひともその辺はお願いいたしたいと思えます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

21ページの児童福祉総務費の返納金についてお伺いしたいというふうに思えます。

この県の監査のほうで補助対象外の経費が含まれておったというようなことですが、これについて内容を教えていただきたいというふうに思えます。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

児童福祉総務費の県支出金の精算返納金でございますけれども、これにつきましては、太良町で行っております学童保育ですけれども、県の放課後子どもプラン推進事業費補助金を3分の2いただいて事業を実施いたしております。この件につきましては、夏休み中に社協で行っております竹の子の里事業というのがございますけれども、それと放課後児童クラブの事業と一緒に事業実施をしていたということで、県の監査がございまして、これが竹の子の里と一緒にするのは妥当ではないということで、5年間さかのぼって、その人件費分の返

還が生じたところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○6番（所賀 廣君）

12ページを見てみますと、総務費委託金の中で県議会議員選挙費委託金466万7,000円が減っているということなのですが、これはどういった内容なんでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

4月3日に告示されました県議会議員選挙の鹿島・藤津地区が無投票になったための精算であります。

○6番（所賀 廣君）

多分そうだと思いますが、じゃ、かかった分はどうかということだと思います。1,710万4,000円、無投票であってもこの1,700万円という必要な経費が生じたというふうに判断してよろしいですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

いいえ、この1,700万円という金額は、総務費の委託金全額ですので、選挙に関する以外のものがございます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

じゃ、全体でしょうが、466万7,000円が無投票であったがために減ったということですが、正味幾らかかったのか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

平成26年度におきまして、準備のために32万8,528円、それと平成27年度において実績報告のための850円、合計の32万9,378円が実際にかかった経費であります。

○10番（末次利男君）

3ページの、歳入でもよかとでしょう。

○議長（坂口久信君）

よかですよ。

○10番（末次利男君）

3ページの諸収入についてお尋ねいたしますけれども、この諸収入の1億158万2,000円という合計になっておりますけれども、この中の雑入が今度48万5,000円の補正がなされてお

ります。5,121万3,000円ということになっておりますけれども、この諸収入というのは非常に範囲が広うございまして、30項目以上のことになっておりますが、この雑入の5,121万3,000円というのは、手数料、使用料が雑入になるのか、そのすみ分けはどういうふうになっておるんですかね。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

諸収入の内訳というふうな内容かと思えます。（「雑入」と呼ぶ者あり）雑入ですね。雑入の内訳というふうに思いますが、雑入の内訳としまして、弁償金と違約金及び連帯利息、それから過年度収入、それから雑入、この雑入の中にも節区分で消防団員退職報償金、それから雑入と1対3の内訳というふうになっております。この雑入の中ですが、それぞれの費目ごとに予算を編成いたします。この編成の中の歳入の中で、その中に区分に属さないといったところの内容がこの諸収入の雑入の雑入の節の雑入といったところに分けられるというふうな内容となっております。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

説明を聞きましたら、かえってわからんごとなりました。けれども、実は次の20の町債にも今回3,524万円という補正をされておりますが、先ほど財政課長からありました臨時財政対策債のことが恐らく1億3,000万円から1億6,524万円ということで限度額の変更があつての補正だというふうに思いますが、この限度額は、いわゆる歳出に対しての歳入不足を臨時財政対策債は補填するという性格を持っているというふうに思いますが、その限度額の決定というのは、どのような要件があるのかどうか、自由に上げていいのか、あるいは財政規模によつての限定があるのか、この辺はどのようになっているんですか。

○財政課長（西村正史君）

臨時財政対策債につきましては、議員御案内のとおり、地方の交付税の財源として国がしております所得税とか法人税とか5税ありますけれども、これらをもつても交付する額が大きくなつたと、つまり財源的に国のほうが不足したといったところに対して臨時財政対策債というのが発行されます。この基準につきましては、全国規模のところ、例えば企業の景気がよくなつたところで収入が上がるといったところにつきましては、全国的な規模での収入増となりますので、基準財政需要額から収入額のほうを引いた残りというのが当然少なくなつてまいります。しかしながら、ほかの5税あたりを全部合わせても支出額に満たなかつたといった場合に、本来なら不足額も含めて交付税に入れて市町村に交付するわけですが、その分がないということで臨時財政対策債を発行して、後ほど交付税措置で100%措置しますよといった代替的な内容を持つものでございます。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

確かにわかるわけですがけれども、恐らく臨時財政対策債というのは三位一体改革から始まったと思っております。税源移譲、交付金の見直し、それから補助金の見直し、この三位一体を改革するということから財政需要に対する不足分を臨時財政対策債でやると、これは一番有利な起債というふうに思っております。100%交付金で交付するという起債であると思っておりますけれども、そういった中で、この償還方法をここに補正後のを書いてありますけれども、大体この政府資金というのは5%というとても高く高い利率なんですよ。ただ、ここに利率の見直しということで書いてありますけれども、これは可能なのか、現実的にこういった見直しをされた経緯があるのかどうか。

それから、当然ながら財政の状況によって据え置き期間とか償還期間をする場合もあるわけですがけれども、そういったところ、いわゆる償還を短縮して繰り上げ償還をした経緯もあるのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

この利率でございますけれども、予算書には5%以内というふうな表示をしております。実際の借り入れのときになりますけれども、これは年々そのときの状況によって変更があります。この過去の実績を申し上げますと、26年度で臨時財政対策債につきましては0.4%、それから25年度で0.6%、24年度も0.6%、最近についてはかなり率が低くなっているというふうな状況でございます。

それから、臨時財政対策債の償還ですがけれども、償還につきましては、3年据え置きの20年償還というふうな内容になっております。これまでの幾ら償還があるのかという御質問でございますけれども、これまでの期限前の償還については把握しておりません。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

24ページ、負担金補助及び交付金のところの生産モデル林、タケノコの生産ということで御報告がありましたけど、この地域はどこになるわけですかね。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

お答えいたします。

地域は、平成24年度から26年度にかけてまして、太良町一円の面積的には2.88ヘクタールの分の竹林でございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

そしたら、どこということとは言えんわけですね。今、2.88ヘクタール、もういいです、言うとうなかつたら言わんでよかばってんが、それは誰がするわけですか。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

お答えします。

事業主体は、太良町森林組合さんが森林所有者、竹林の所有者の要望を受けて実行されております。場所につきましては、桶中とか風配とかでございました。

○9番（久保繁幸君）

それで、今こんだけの141万3,000円の予算組みをされておりますが、収入見込みはどれくらいの収入を、あるいは多分タケノコというたら毎年立つんじゃないかと思うんですが、整備をされてどんだけして、収入はどれくらいのものの収入があり、どのような決算の中に入れられるのか、お尋ねいたします。

○農林水産課林政係長（川島安人君）

お答えします。

この県単事業につきましては、毎年度、利用状況実績報告を出さんばらんとになっておりまして、平成27年度におきましては、生産量につきましては11.2トンほど生産されております。それで、金額につきましては、うちのほうでは把握をしておりません。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

16ページを見てみますと、電子計算費、電算システム改修委託料で、これは説明を見ますと、マイナンバー制度の導入に伴う電算システムの変更ということであります。これは6月の補正のときにシステム機器更新委託料ということで151万2,000円組んであったわけですが、この更新委託料と今度のマイナンバーのシステム変更等の委託料との関係は別でないわけですか。これはこれで全く別物なんでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

業務的には全然別の業務になります。今回の補正につきましては、マイナンバー関連で情報を収集する中間サーバーというものがございますけれども、そこに接続に伴う庁内のネットワークの変更に伴うものでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第55号 平成27年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、

起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第56号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第56号 平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第56号 平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第57号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第57号 平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第57号 平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本

案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第58号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第58号 平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（久保繁幸君）

これは国保の問題は18年度から県単位で広域化をする方針をこの前打ち出されておりますが、17年度までにせんと、17年度までに各市町、赤字の解消を図ってくださいということをされておりますが、まずもって、本町の収納率は今どれくらいになっておりますか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

平成26年度では現年度分が多分九七. 一か二か、そこら辺だったろうというふうに思っております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

97%といったら大分いい収納率と思うんですが、赤字ではないんですが、その収納率、あと3%、今後一元化になった場合、県単位でやられる場合はその辺の3%、残りはどのような取り扱いになされる予定なんですかね。

○税務課長（大串君義君）

残りの3%はどういう、ちょっとはつきりとはわかりませんが、もう一度、よろしくお願ひします。

○9番（久保繁幸君）

過年度分等々が残っている分とか、また現年度でも収納率ができていない部分、その辺の県で単一化された場合に町としてはその辺はどのようなことをしていられるのか、財政の話ばかりでなくて健康づくりが啓発啓蒙していただければ、それはそのほうがいいかと思うんですが、今までの過年度分もちゃんとあると思うんですが、その辺はどのような取り扱いをされていくのか、そのような取り扱いをどのような方向性で県が認めるのか、その辺をお願いしたいと思います。

今言った分をそんなら徴収するのか、不納欠損にするのか、どっちかはせないかと思うんですが。それをどのような方向性に進ませていくのか、それをお聞きしとけばよろしい

かと思えます。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

国保税については、30年度から統一になりますけれども、収納については町のほうでするようになっております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

収納するのはわかっておりますが、今までの分はどのような取り扱いをされれば県が納得されるのか。県で統一してするとでしょう、今度30年から国保は。それで、今までの分はどのような取り扱いをされるのか、答えが出なかったら勉強しとってください。いいです。

○副町長（永淵孝幸君）

統一されても徴収はあくまでも町のほうでやっていくということですよ。ですから、こういった今97%で3%は未収になっているわけですね。その分についても町は徴収義務があるわけですから、これは町のほうで徴収をやっていくと、原則的に。そういった方向でやっていかにやいかんというふうに思っております。

そして、時効が来たり亡くなったりして取れない分については、先ほど議員が言われるように、不納欠損というふうな形をお願いする場合が出てくるかとは思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第58号 平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第59号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第59号 平成27年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第59号 平成27年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第60号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第60号 平成27年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第60号 平成27年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第61号

○議長（坂口久信君）

日程第20. 議案第61号 平成27年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第61号 平成27年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第21. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付しております別紙付託申請書のとおり閉会中もなお継続して審査したい旨の申し出があっております。

お諮りします。各委員長からの申し出があったとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がございますので、事務局に配付をさせます。

〔追加議案配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 意見書第3号

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第3号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを承認願います。

お諮りします。会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもちまして、平成27年第4回太良町議会（定例会第3回）を閉会いたします。本当にお疲れさまでした。

午前11時37分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 所 賀 廣

署名議員 平古場 公 子

署名議員 川 下 武 則